

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

安来市

## 1 促進計画の区域

促進計画の区域は都市計画区域の用途指定区域を除く安来市全域とし、別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧安来市地域

#### (1) 現況

本地域は、南部の山間地を源流として中海にそそぐ飯梨川、伯太川が三角州平野（安来平野）を形成し、水稻を主に様々な農作物が生産される広大な穀倉地帯である。近年、徐々に担い手への集積が進む中で、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増加が懸念され、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、機能低下を防止に向けた支援を行う必要がある。

また、人口の市街地への集中や農業の集約化等により、中海の富栄養化が顕在化しており、減農薬、適正施肥など、環境に配慮した取り組みを推進し、中海の水質改善を図っていくとともに、食の安全性への関心の高まる中で、消費者ニーズに対応した良質な農産物供給を促進するため、有機農業など環境負荷の軽減につながる農業の生産方式を普及することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進、環境負荷低減農業の推進を図ることとする。

### 2. 旧伯太町・旧広瀬町地域

#### (1) 現況

本地域は、市の南部に位置する山間地域で、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動を通じて国土の保全、水源かんよう、良好な景観形成等の多面的機能を発揮するとともに、持続的な農業の営みを通じて形成された里地里山には多様な野生動植物が存在している。こうした恵まれた自然環境である一方で、高齢化による担い手人口の減少から、耕作放棄地が増加し、多面的機能の低下、生物多様性の維持が懸念される地域でもある。

担い手の減少は、平場地域と比べて生産条件の格差があることが一因となっており、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

実施推進する事業	実施を推進する区域
法第3条第3項第1号に掲げる事業 (多面的機能支払)	安来市全域 促進計画区域図(1号事業)
法第3条第3項第2号に掲げる事業 (中山間地域等直接支払)	別紙「2号事業推進区域」のとおり 促進計画区域図(2号事業)
法第3条第3項第3号に掲げる事業 (環境保全型農業直接支援)	安来市全域 促進計画区域図(3号事業)

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

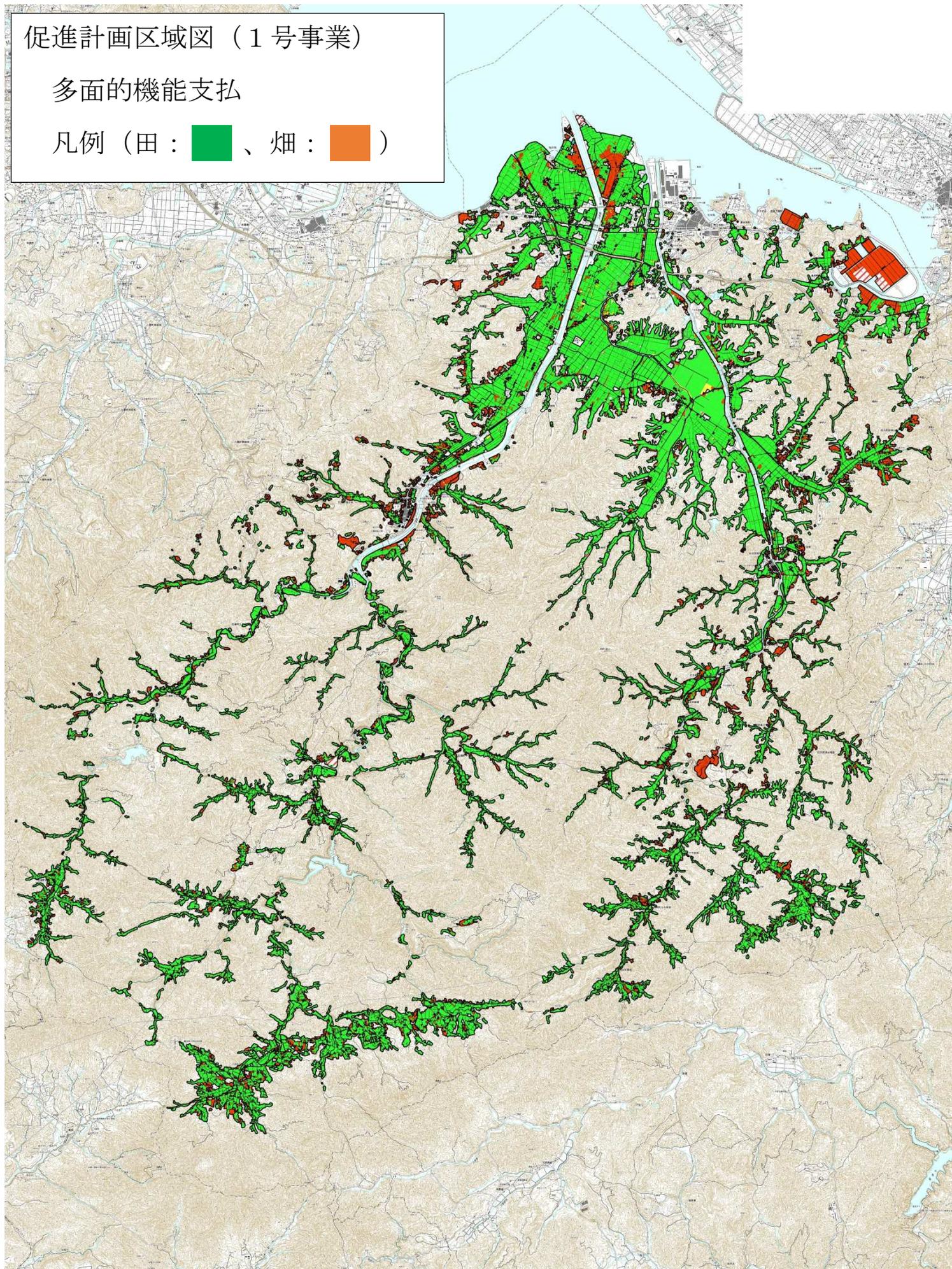
**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地等の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画区域図（1号事業）

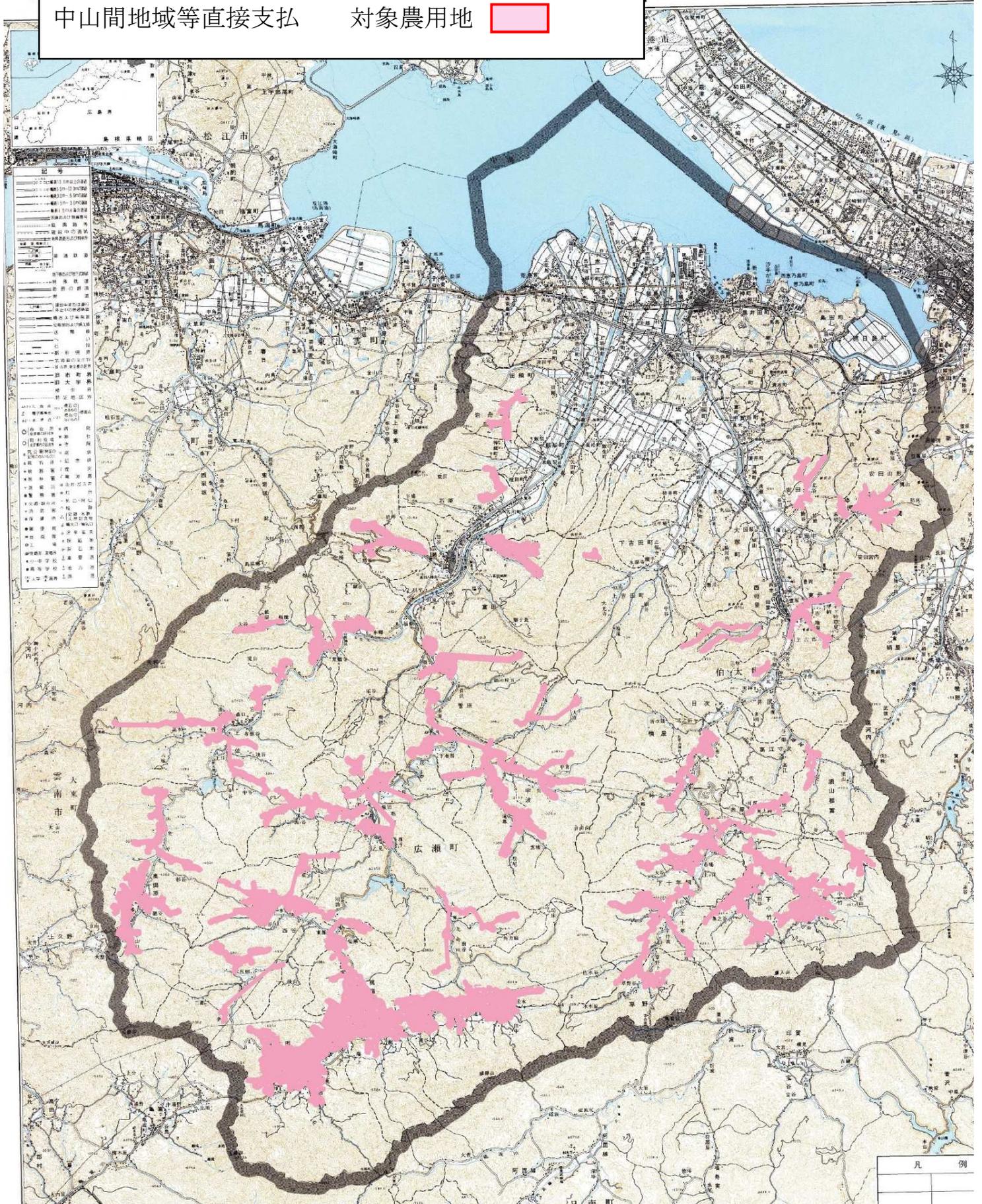
多面的機能支払

凡例（田：■、畑：■）



促進計画区域図 (2号事業)

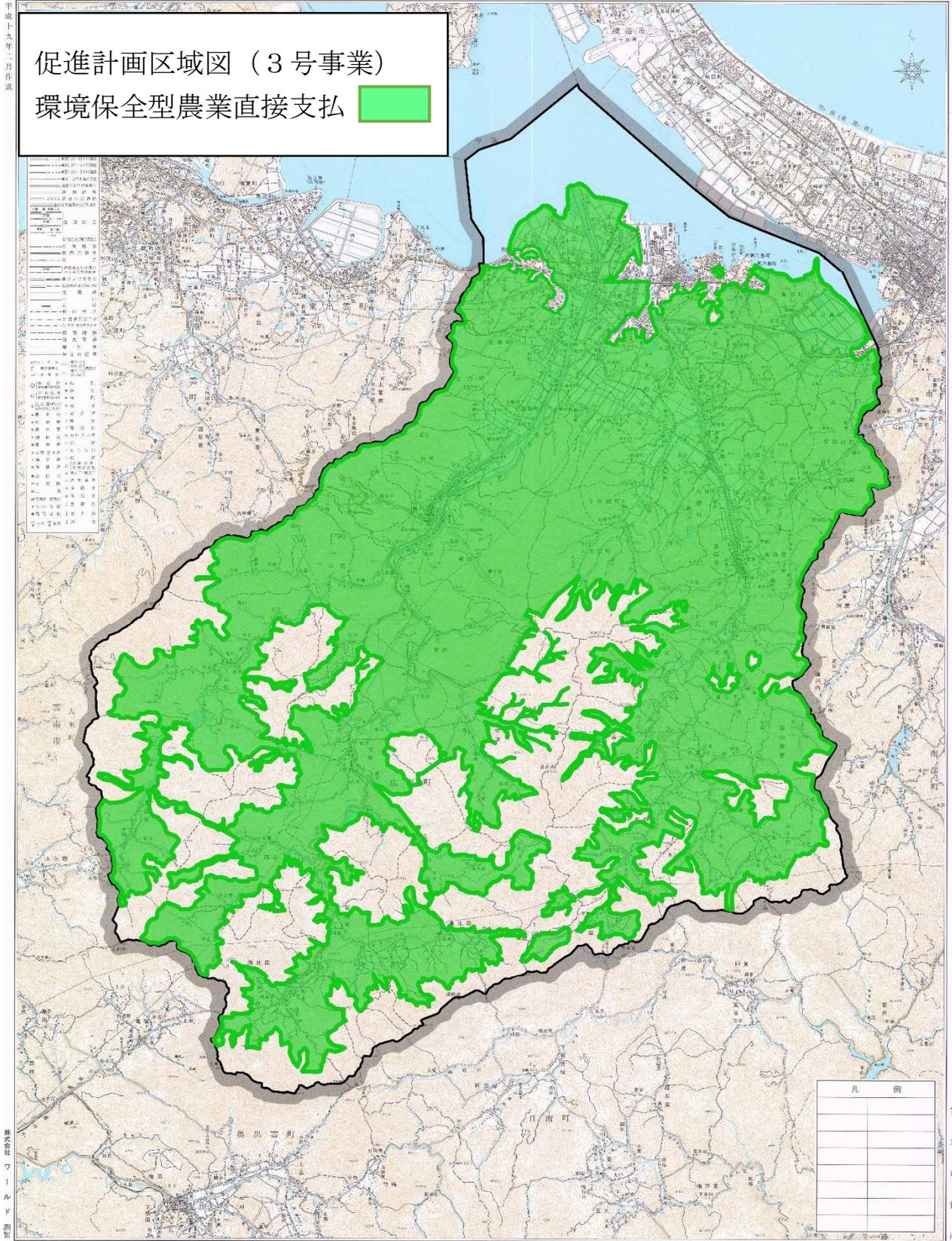
中山間地域等直接支払 対象農用地 



# 安来市管内図

促進計画区域図（3号事業）  
環境保全型農業直接支払 

平成十九年二月作成



農業生産ワイルド図説

1:50,000

凡例	

この図は、国土院の提供によるもので、図中の内容に  
保証は行いません。作成者：〒734 安来市役所

## 1 対象農用地の基準

### （1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

安来市全域（過疎法による指定地域）

#### イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）緩傾斜農用地

田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満の農用地

## 2 集落協定の共通事項

注 1 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

注 2 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね 1/2 以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

## 3 その他必要な事項

### （1）協定における交付金の取り扱いについて

交付金の使用方法等について、次のとおりガイドラインを定める。

ア 市は、集落協定については、交付金全額を集落協定の代表者に交付し、集落の代表者は、次のイに対して支出する。

個別協定については、交付金を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

イ 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から交付金額の概ね 1/2 以上が集落の共同取組活動に使用されること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。また、懇親会、研修、作業後の慰労会等で飲食費を支出する場合には、良識の範囲内で支出すること。